

【第 1 問】

問 1 正解 2

1. ○ 適切。生命保険募集人・保険仲立人の登録を行っていない F P は、保険の募集や勧誘を行うことはできないが、保険商品の仕組みや商品内容の説明、必要保障額の試算を行うことは可能である。
2. × 不適切。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていない F P は、専門的見地に基づく具体的な投資判断について助言できない。一般的な情報や資料の提供にとどめる必要がある。
3. ○ 適切。税理士資格を有していない F P は、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うことができない。個別具体的な税額計算等を依頼された場合は、業務提携をしている税理士を紹介することになる。

問 2 正解 3

1. ○ 適切
(ア) を求める

$$\text{○年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$\begin{aligned} \text{2 年後の給与収入} &= 420 \times (1 + 0.01)^2 = 428.442 \\ &\asymp \underline{428} \text{（万円、万円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

2. ○ 適切
(イ) を求める

$$\text{年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計}$$

$$\text{2023 年の年間収支} = 813 - 528 = \underline{285} \text{（万円）}$$

3. × 不適切
(ウ) を求める

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$\begin{aligned} \text{2024 年の金融資産残高} &= 385 \times (1 + 0.01) + 247 = 635.85 \\ &\asymp \underline{636} \text{（万円、万円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

【第2問】

問3 正解 1

1. × 不適切。

MX株式会社の株価収益率（P E R）は、 $1,600円 \div 240円 = 6.666\cdots倍$
 $\div 6.67倍$

$$\text{株価収益率（P E R）} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

2. ○ 適切。

MX株式会社の株価純資産倍率（P B R）は、 $1,600円 \div 2,000円 = 0.8倍$

$$\text{株価純資産倍率（P B R）} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

3. ○ 適切。

MX株式会社の配当利回りは、 $25円 \div 1,600円 \times 100 = 1.5625\% \div 1.56\%$

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{ 株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

問4 正解 2

	N I S A	つみたてN I S A
口座開設者	口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者等 なお、N I S AとつみたてN I S Aは選択利用	
非課税投資枠	新規投資額で年間120万円まで	新規投資額で 年間40万円まで
非課税期間	最長5年間	最長20年間
投資可能期間	2014年～2023年	2018年～2037年 (2042年まで延長)
対象となる 金融商品	上場株式、公募株式投資信託・ E T F ・ J - R E I T 等	長期の積立・分散投資に適した 一定の公募株式投資信託・E T F

1. ○ 適切。N I S Aは、上場株式や公募株式投資信託等を投資対象とする。

2. × 不適切。個人向け国債は、つみたてN I S Aの投資対象外である。

3. ○ 適切。N I S AやつみたてN I S Aで売却損が出た場合、N I S A口座や一般口座・特定口座で生じた売却益などと相殺することはできない。また、翌年以降に売却損を繰越控除することもできない。

問5 正解 2

1万口当たりの基準価額は、13,284円である。

30万口当たりの評価額は、13,284円×30＝398,520円である。

購入時手数料＝30万口あたりの評価額×手数料率（税込み）

$$=398,520円 \times 2.2\%$$

$$=8767.44円$$

$$\rightarrow 8,767円（円未満切捨）$$

購入金額＝30万口あたりの評価額＋購入時手数料

$$=398,520円 + 8,767円$$

$$=\underline{407,287円}$$

【第3問】

問6 正解 1

建築物の敷地は、原則として、幅員4m以上の道路に2m以上接することが建築基準法で定められている。資料の土地が面している市道は幅員8メートルのため「セットバック」しない。また、角地等による緩和条件を考慮しないため、指定建蔽率で算出する。

建築面積＝敷地面積×指定建蔽率

$$=600\text{m}^2 \times 60\%$$

$$=\underline{360\text{m}^2}$$

問7 正解 2

税金の種類	課税主体	納税義務者（原則）	課税標準（原則）
不動産取得税	都道府県	不動産の取得者。ただし、 （ア 相続） により取得した場合は非課税	固定資産税評価額
登録免許税	国	登記を受ける者	（イ 固定資産税評価額） ただし、抵当権設定登記等を除く。
固定資産税	（ウ 市町村（東京23区は東京都））	1月1日現在の固定資産の所有者	固定資産税評価額

【第4問】

問8 正解 1

近藤康孝さんが、2020年中に結核により連続して42日間入院（手術は受けていない）した場合に支払われる給付金は、合計（ア 190,000円）である。

<解説>

結核による入院した場合、下記の給付金を受け取ることができる。

疾病入院特約	入院5日目から1日につき	日額5,000円
--------	--------------	----------

入院給付金：5,000円×（42－4※）日＝190,000円

※免責期間が4日間ある

問9 正解 2

1. ○ 適切。再調達価額とは、保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額のことである。なお、再調達価額から減価償却分（使用による消耗分）を差し引いた額を時価額という。
2. × 不適切。保険金額に対する保険料の割合のことである。
3. ○ 適切。一部保険とは、保険金額（契約金額）が保険価額（時価）より小さい保険のことである。契約方式により、保険金額が保険価額の一定割合（例えば80%）未満の場合には、実際の損害額よりも少ない額の保険金しか支払われないケースもある。

問10 正解 3

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）において、加害車両1台につき被害者1名に支払われる保険金は以下のとおりである。

1. ○ 適切。死亡の場合、支払われる保険金は最高3,000万円である。
2. ○ 適切。傷害の場合、支払われる保険金は最高120万円である。
3. × 不適切。後遺障害の場合、支払われる保険金は最高4,000万円である。

【第5問】

問11 正解 1

1. ○ 適切。返済期間は、10年以上である。
2. × 不適切。床面積は、50㎡以上である。
3. × 不適切。合計所得金額は、3,000万円以下である。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用要件は以下のとおり。

- ① 返済期間（償還期間）が10年以上の住宅ローン等を利用していること。
- ② 住宅の建築、取得、増改築をしたこと。
 <住宅の要件>
 - ・床面積が50㎡以上であること。
 - ・中古住宅は、築後20年（耐火建築物は25年）以内、または新耐震基準に適合していること。
 - ・増改築は工事費用が100万円を超えること。
 - ・店舗兼住宅は、居住用部分が2分の1以上あること。
- ③ 取得後6ヵ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること。
- ④ 適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること。

<住宅借入金等特別控除>

■原則■

居 住 年	住宅ローンの年末残高限度額		控 除 率	控除期間
	一般住宅	認定住宅		
2014年1月～ 2021年12月	4,000万円	5,000万円	1 %	10年間

■特例■

消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等をして、2019年10月1日から2020年の12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除率、控除期間は以下のとおり

- (1) 1～10年目：上記■原則■と同じ
- (2) 11～13年目：次のいずれか少ない金額

① 住宅ローンの年末残高[※]×1 %

② $\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等の対価の額} \\ \text{または費用の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該住宅の取得等の対価} \\ \text{の額または費用の額に含} \\ \text{まれる消費税額等} \end{array} \right]^{\ast} \times 2 \% \div 3$

※ 一般住宅は4,000万円が限度、認定住宅は5,000万円が限度

問12 正解 3

土地・建物を譲渡した年の1月1日における所有期間

- ・ 5年以下：分離短期譲渡所得
- ・ 5年超：分離長期譲渡所得

本問は、20年前に購入とあるため分離長期譲渡所得になる。また、居住用財産を譲渡した場合において一定の要件を満たす場合は、その譲渡益から3,000万円を特別控除できる。3,000万円を控除してもなお譲渡益が残る場合は、その譲渡益に課税される。

課税長期譲渡所得金額＝譲渡価格－（取得費＋譲渡費用）－特別控除3,000万円
--

$$\begin{aligned} \text{課税長期譲渡所得の金額} &= 7,000\text{万円} - (2,800\text{万円} + 200\text{万円}) - 3,000\text{万円} \\ &= \underline{1,000\text{万円}} \end{aligned}$$

【第6問】

問13 正解 3

本問において、民法上の相続人は、妻：澄子さん、兄弟姉妹：悦子さんと勇次さんの3人になる。母：昭子さんは相続を放棄しているため民法上の相続人ではない。相続人の組み合わせが「配偶者と兄弟姉妹」の場合、妻：澄子さんの法定相続分は $\frac{3}{4}$ 、悦子さんと勇次さんの法定相続分はそれぞれ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$ である。

問14 正解 1

公正証書遺言は、遺言者が遺言内容を口授し、公証人が筆記したうえで、遺言者・証人に読み聞かせ、または閲覧させて作成する。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	(ア 15) 歳以上		
証人	不要	(イ 2人以上) の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要	(ウ 不要)	必要

問15 正解 2

[長谷川さんの回答]

「ご相談のあった贈与について相続時精算課税制度の適用を受ける場合、原則として、贈与をした年の1月1日において、贈与者である親や祖父母が（ア 60）歳以上、受贈者である子や孫が20歳以上であることが必要とされます。周平様と雄太様はこれらの要件を満たしていますので、所定の手続きをし、特別控除として最大（イ 2,500）万円の控除を受けることができます。今回贈与を考えている現金の金額は3,000万円であり、（イ 2,500）万円を超えています。この超えた部分については、（ウ 20）%の税率を乗じて計算した贈与税が課されます。」

《解説》

相続時精算課税制度の適用を受ける場合、贈与年の1月1日において、贈与者である親や祖父母が60歳以上、受贈者である子や孫が20歳以上でなければならない。

相続時精算課税制度の適用を受ける場合の贈与税額 = (適用を受けた贈与財産の課税価格の合計額－特別控除額2,500万円) × 20% = (3,000万円－2,500万円) × 20% = 100万円
--

【第7問】

問16 正解 3

<布施家のバランスシート>

(単位：万円)

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	1,700
普通預金	480	負債合計	1,700
定期預金	600		
財形年金貯蓄	220	〔純資産〕	(ア 2,230)
個人向け国債	50		
上場株式	200		
生命保険（解約返戻金相当額）	80		
不動産（自宅用マンション）	2,300		
資産合計	3,930	負債・純資産合計	3,930

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータ〔保有財産（時価）〕〔負債残高〕から、布施家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は3,930万円、負債合計は1,700万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も3,930万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{資産合計} - \text{負債合計} = 3,930\text{万円} - 1,700\text{万円} = \underline{2,230\text{万円}}$$

問17 正解 2

毎年の積立額から将来の目標額は、「毎年の積立額×年金終価係数」で求められる。

$36\text{万円} \times 17.293 \text{ (} 2.0\% \cdot 15\text{年の年金終価係数)} = 6,225,480\text{円} \rightarrow \underline{6,225,000\text{円}}$

問18 正解 3

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金・給付金等 受取人	対象となる税金
終身保険 A	秀則 ×	秀則 ×	美鈴 死亡保険金	相続税
医療保険 B	美鈴	美鈴	美鈴 入院給付金	非課税
養老保険 C	秀則	美鈴	秀則 満期保険金	所得税（一時所得）

(×は死亡を意味する)

1. × 不適切。相続税の対象となる。
2. × 不適切。入院給付金は非課税である。
3. ○ 適切。満期保険金は所得税（一時所得）・住民税の対象となる。

問19 正解 1

老齢基礎年金は原則65歳から支給されるが、希望により60歳から64歳までに「繰上げ」が、66歳から70歳までに「繰下げ」ができます。繰上げ1カ月当たり0.5%が減額、繰下げ1カ月当たり0.7%が増額される。

繰上げ（60歳から64歳）	「0.5%×繰上げた月数」が一生涯にわたり減額
繰下げ（66歳から70歳）	「0.7%×繰下げた月数」が一生涯にわたり増額

1. ○ 適切。繰下げ受給した場合の年金額の増額は一生涯続く。
2. × 不適切。繰下げ受給した場合の年金額は、繰下げ月数1月当たり0.7%の割合で増額される。
3. × 不適切。老齢基礎年金の繰下げ時期については老齢厚生年金と別々に選択できる。
なお、老齢厚生年金の繰上げ時期については、老齢基礎年金の繰上げ時期と同時に行わなければならない。

問20 正解 3

秀則さんが47歳で亡くなった時点で、妻は46歳、子は17歳である。

- ・遺族厚生年金：厚生年金の被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。生計維持要件を満たされているため、妻の美鈴さんには遺族厚生年金が支給される。
- ・遺族基礎年金：18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。設例から長女綾香さん（17歳）がいるため、妻の美鈴さんには子1人の加算額を含む遺族基礎年金が支給される。
- ・死亡一時金や寡婦年金：第一号被保険者が死亡しても遺族基礎年金が受給できない場合に支給される。妻：美鈴さんは、遺族基礎年金が支給されるため、死亡一時金または寡婦年金の支給はない。